

IDOM Inc.

第31回 定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

2025年5月27日(火曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

開催
場所

千葉県浦安市舞浜1番地8
ヒルトン東京ベイ 地下1階
ambio (アンビオ)

決議
事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

議決権行使期限

2025年5月26日(月曜日) 午後6時30分まで

株式会社 IDOM

株 主 各 位

証券コード 7599

2025年5月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月2日
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

株式会社 I DOM

代表取締役社長 羽鳥 裕介

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第31回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://221616.com/idou/investor/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「IDOM」又は「コード」に当社証券コード「7599」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

書面又はインターネット等による議決権行使に際しましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内に従って、2025年5月26日（月曜日）営業時間終了の時（午後6時30分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年5月27日（火曜日）午前10時
2 場 所	千葉県浦安市舞浜 1 番地 8 ヒルトン東京ベイ 地下1階 ambio（アンビオ） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第31期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第31期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご準備はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席いただく場合には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会においては、同書面と同内容の書面を書面交付請求の有無にかかわらず送付しています。
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年5月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年5月26日（月曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月26日（月曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

（切取線）

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
議決権行使コード
00000000000000000000
パスワード
00000000
〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

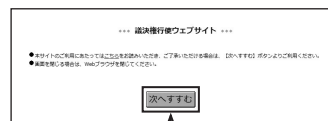
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

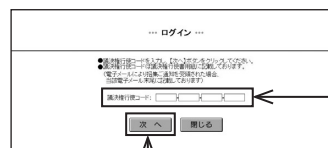
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

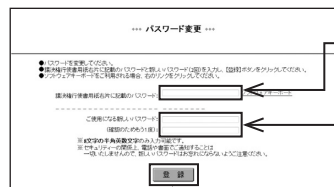
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第 1 号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第31期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	当社普通株式1株につき金 20円80銭
及びその総額	配当総額 金2,088,470,384円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年5月28日

配当方針

当社の配当政策は、連結業績に連動して配当金を決定する「業績連動型配当」を基本方針としております。当社では「当期の親会社株主に帰属する当期純利益×30%」で算出される金額を配当総額とし、当期の1株当たり配当金を決定する方法を採用しております。

上記に基づき、当期の1株当たりの配当金は、年間40円18銭（中間19円38銭、期末20円80銭）とさせていただく予定です。

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	は とり 羽鳥 ゆう すけ 裕介	代表取締役社長	再任
2	は とり 羽鳥 たか お 貴夫	代表取締役社長	再任
3	にし はた 西端 りょう 亮	取締役CFO	再任
4	の だ 野田 こう いち 公一	取締役	再任 社外 独立
5	い とう 伊藤 さと こ 聡子		新任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号					
1	はとり	ゆう	すけ	(1971年1月20日生)	所有する当社の株式数…………… 5,873,600株 在任年数(本総会終結時)…………… 29年 取締役会出席状況…………… 5／5回
	羽	鳥	裕	介	

再任	[略歴、当社における地位及び担当] 1995年 7月 当社取締役 1999年 3月 当社常務取締役 2001年 2月 当社専務取締役 2008年 6月 当社代表取締役社長（現任）
	[重要な兼職の状況] Gulliver USA, Inc. Management Consultant
	取締役候補者とした理由 羽鳥裕介氏は、当社の創業期から、長年にわたり、当社事業の発展に貢献しており、当社全体を最も理解していることから、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物であると判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号					
2	はとり	たか	お	(1972年6月12日生)	所有する当社の株式数…………… 1,873,500株 在任年数(本総会終結時)…………… 29年 取締役会出席状況…………… 5／5回
	羽	鳥	貴	夫	

再任	[略歴、当社における地位及び担当] 1995年 7月 当社取締役 1996年 1月 株式会社フォワード設立 代表取締役（現任） 1999年 3月 当社常務取締役 2006年 5月 当社専務取締役 2008年 6月 当社代表取締役社長（現任）
	[重要な兼職の状況] 株式会社フォワード 代表取締役
	取締役候補者とした理由 羽鳥貴夫氏は、当社の創業期から、長年にわたり、当社事業の発展に貢献しており、当社全体を最も理解していることから、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物であると判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

3

にし はた りょう
西 端 亮

(1958年4月12日生)

所有する当社の株式数…………… 5,000株
在任年数(本総会終結時)…………… 2年
取締役会出席状況…………… 5／5回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1982年 4月 東亜燃料工業株式会社（現ENEOS株式会社）入社
2000年11月 テルモ株式会社入社
2014年 1月 同社執行役員（経理・財務担当）
2015年 7月 同社上席執行役員CAFO（チーフ・アカウンティング・アンド・フィナンシャル・オフィサー）
2020年 3月 当社入社CFO（チーフ・フィナンシャル・オフィサー）
2023年 5月 当社取締役CFO（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

西端亮氏は、長年にわたる経理、財務分野における職歴を通じて、同分野における豊富な経験と知見を有していることから、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物であると判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

4

の だ こ う い ち
野 田 公 一

(1966年1月11日生)

所有する当社の株式数…………… 30,000株
在任年数(本総会終結時)…………… 7年
取締役会出席状況…………… 5／5回

再 任

社 外

独 立

[略歴、当社における地位及び担当]

1988年 4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2016年12月	ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社最高人財責任者
1998年 6月	ハーバード大学経営大学院卒業	2018年 5月	当社社外取締役 (現任)
1999年 7月	株式会社インクス (現SOLIZE株式会社) 入社	2019年 2月	ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 最高管理責任者
2004年 7月	楽天株式会社入社	2019年11月	株式会社Works Human Intelligence 最高人財責任者 (CHRO)
2005年 5月	同社執行役員 マーケティングメンバーサービス部門長	2020年 3月	株式会社OKAN 社外取締役 株式会社ワークスビジネスサービス取締役
2006年 9月	同社執行役員採用育成本部長	2021年 4月	株式会社WHI Holdings 最高人財責任者 (CHRO)
2009年 1月	同社執行役員金融業務室長	2022年 3月	株式会社資生堂 エグゼクティブオフィサー チーフピープルオフィサー
2009年 3月	楽天証券株式会社 取締役	2024年 2月	弁護士法人平松剛法律事務所 人事総務責任者 (現任)
2010年 1月	ビットワレット株式会社 (現楽天Edy株式会社) 監査役		
2011年 2月	楽天株式会社 執行役員経営企画室長		
2013年 2月	同社執行役員グローバル人事部長		

[重要な兼職の状況]

弁護士法人平松剛法律事務所 人事総務責任者

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野田公一氏は、上場企業の執行役員等の職歴を通じて、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しておりますので、これらを活かし、当社の経営全般において有益な助言をすることが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

伊藤 聡子

(1967年7月3日生)

所有する当社の株式数……………	一株
在任年数(本総会終結時)……………	一年
取締役会出席状況……………	一回

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年10月 キャスターとして活動開始

2010年 4月 事業創造大学院大学 客員教授
(現任)2015年 4月 国立大学法人新潟大学 非常勤講師
(現任)

2019年 6月 積水樹脂株式会社 社外取締役 (現任)

2020年 6月 三谷産業株式会社 社外監査役 (現任)
株式会社十六銀行 社外取締役2021年11月 株式会社十六フィナンシャルグルー
プ 社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

積水樹脂株式会社 社外取締役

三谷産業株式会社 社外監査役

株式会社十六フィナンシャルグループ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤聡子氏は、報道情報番組キャスターや大学教授を務め、環境やサステナビリティ等の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般において有益な助言をすることが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野田公一氏及び伊藤聡子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、野田公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、伊藤聡子氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、野田公一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同氏の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、伊藤聡子氏が選任された場合は、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時にも契約を継続することを予定しております。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	す がま たけ のぶ 須釜 武伸	常勤監査役	再 任
2	き むら ただ あき 木村 忠昭	監査役	再 任 社 外 独 立
3	し ま だ あ き え 島田 明恵		新 任 社 外 独 立
再 任	再任監査役候補者	新 任	新任監査役候補者
社 外	社外監査役候補者	独 立	証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

す が ま た け の ぶ
須 釜 武 伸

(1962年2月5日生)

所有する当社の株式数…………… 300,000株
在任年数(本総会終結時)…………… 4年
取締役会出席状況…………… 5/5回
監査役会出席状況…………… 7/7回

再任

[略歴、当社における地位]

1984年 3月	株式会社赤トリキショッピングデパート入社	2009年12月	当社経営戦略室 チームリーダー
1995年 3月	株式会社マックプロジェクト (現株式会社メディアパワー) 専務取締役	2011年 8月	当社ビジョン推進室 チームリーダー
1996年 1月	当社入社	2016年 5月	当社社長室 チームリーダー
2003年 1月	当社執行役員	2019年 1月	当社フランチイズ事業部 チームリーダー
		2021年 5月	当社常勤監査役 (現任)

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

須釜武伸氏は、長年にわたり、当社の主要な部署での勤務経験を有していることから、この経験を活かし、当社グループのガバナンス強化に貢献することが期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

き む ら た だ あ き
木 村 忠 昭 (1980年11月5日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数(本総会終結時)…………… 5年
取締役会出席状況…………… 5／5回
監査役会出席状況…………… 7／7回

再 任

社 外

独 立

[略歴、当社における地位]

2004年 4月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入社	2015年 2月	株式会社マネーフォワード 社外監査役
2008年 1月	株式会社アドライト 代表取締役(現任)	2015年12月	株式会社クラウドワークス 社外取締役
2008年 5月	公認会計士登録	2016年12月	株式会社ユグレナ 社外取締役監査等委員
2008年10月	株式会社エスエルディー 社外取締役	2020年 5月	当社監査役(現任)
2012年 8月	株式会社じげん 社外監査役	2020年 6月	キムラユニティー株式会社 非常勤取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社アドライト 代表取締役
キムラユニティー株式会社 非常勤取締役

社外監査役候補者とした理由

木村忠昭氏は、自ら企業経営を行うほか、様々な企業の社外役員を務めた経験があり、企業経営に関して高い見識を有していることから、これらを活かし、当社の経営判断の合理性及び健全性の確保等に貢献することが期待できると判断し、社外監査役候補者いたしました。また、同氏は、公認会計士の資格を有しております。

候補者番号

3

しまだあきえ
島田明恵

(1970年5月19日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数(本総会終結時)……………一年
取締役会出席状況……………一回
監査役会出席状況……………一回

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位]

1994年 4月	讀賣テレビ放送株式会社（現読売テレビ放送株式会社）入社	2022年10月	日本カバヤ・オハヨーホールディングス株式会社 執行役員ブランディング戦略室長
2001年 4月	LVJグループ株式会社（現レイ・ヴィトンジャパン株式会社）入社	2024年 7月	独立行政法人国立女性教育会館 参与（現任）
2014年 9月	フードディスカバリー株式会社 取締役COO	2025年 3月	株式会社Smile Holdings 執行役員（現任） 株式会社Smile Project 執行役員（現任）
2019年 1月	株式会社FiNC Technologies 執行役員		
2021年 8月	国立大学法人東北大学 特任客員教授（現任）		

[重要な兼職の状況]

独立行政法人国立女性教育会館 参与
株式会社Smile Holdings 執行役員
株式会社Smile Project 執行役員

社外監査役候補者とした理由

島田明恵氏は、様々な企業の執行役員等や独立行政法人における業務に関与した経験があり、豊富な経験に基づく高い見識を有していることから、これらを活かし、当社の経営判断の合理性及び健全性の確保等に貢献することが期待できると判断し、社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村忠昭氏及び島田明恵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、木村忠昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、島田明恵氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、須釜武伸氏及び木村忠昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、両氏の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、島田明恵氏が選任された場合は、同氏とも、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時にも契約を継続することを予定しております。

以上

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）における当社の事業の状況や取り組みについてご説明させていただきます。

当社の小売販売車両の仕入れ先であり、買取車両の卸売販売先でもあるオートオークション市場においては、相場の変動が激しく、車両価格のコントロールが非常に難しい局面が続きました。こうした環境下においても、値引きを前提としない価格設定などの施策により、1台あたりの粗利水準を維持しつつ、小売販売台数を149,003台（前期比3.1%増）とし、過去最高を更新することができました。

この主な要因として、当社が成長戦略として掲げる大型店の堅調な出店が挙げられます。

大型店の出店による成長を支える重要な柱のひとつが人材です。社員が心身ともに健康で、安心して挑戦できる環境を整えることが、最大限のパフォーマンスを発揮するために不可欠です。そのため、より計画的に健康経営を推進するべく、2024年1月に「健康経営宣言」を行いました。会社と社員が一体となり、健康経営を推進しています。

その取り組みの成果として、2025年3月に日本健康会議より「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」の認定を受けました。

当社は、2024年10月12日に創業30周年を迎えました。

これからも、よりお客様目線で、クルマの価値を単なる移動手段ではなく人生に彩りをもたらす選択肢として見つめ直し、店舗運営においても地域の皆さまが自由に使えるクルマ屋を目指すべきと考え、意思決定の指針となるミッションステートメント【あなたの人生を彩り続ける、「まちのクルマ屋」に挑む。】を発表しました。

次の50年、どの国や地域でも自動車オーナーの身近にいるプロフェッショナル・パートナーを目指すべく、本ミッションは経営判断、店舗運営ともに、意思決定の指針として参ります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 羽鳥 裕介 代表取締役社長 羽鳥 貴夫

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）における国内直営店の小売台数は、149,003台（前期比3.1%増）となり、過去最高となりました。その主な要因としては、前期オープンした大型店が稼働したこと、当期に新規オープンした大型店を含め、既存大型店の小売台数が堅調に推移していることによるものです。小売1台あたりの粗利は、値引きを前提としない価格設定などにより、想定を上回る水準を維持しながら販売台数を伸ばすことができました。

販売費及び一般管理費は、大型店拡大のための採用増に伴う人件費、同じく出店による地代家賃や広告宣伝費、営業人材育成のための業務委託費などが増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の実績は、売上高496,678百万円（前期比18.3%増）、営業利益19,890百万円（前期比23.4%増）、経常利益19,115百万円（前期比20.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13,447百万円（前期比17.5%増）となりました。

地域セグメント別の業績は以下の通りです。

(1)日本

売上高492,902百万円（前期比18.2%増）、セグメント利益（営業利益）20,018百万円（前期比24.5%増）となりました。主にオートオークション相場の上昇による小売、卸売単価の上昇、小売台あたり粗利の増加などにより日本セグメントは増収増益となりました。

(2)その他

売上高3,777百万円（前期比33.9%増）、セグメント損失（営業損失）87百万円（前期は43百万円の利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は8,612百万円で、主なものは直営店舗の新規出店や整備工場の新設等であります。

③ 資金調達の状況

営業活動や設備投資などの投資活動に必要な資金として、短期借入金9,577百万円、債権流動化4,300百万円および社債3,000百万円の資金調達を実施しております。また、当社の重要な子会社である株式会社IDOM CaaS Technologyは、第三者割当増資による総額1,307百万円の資金調達を実施しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第28期 (2022年2月期)	第29期 (2023年2月期)	第30期 (2024年2月期)	第31期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高	(百万円)	459,532	416,514	419,852	496,678
経常利益	(百万円)	17,561	18,146	15,826	19,115
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,794	14,205	11,442	13,447
1株当たり当期純利益	(円)	107.51	141.48	113.96	133.93
総資産	(百万円)	189,766	173,293	184,031	220,041
純資産	(百万円)	55,709	62,702	69,930	80,832
1株当たり純資産	(円)	537.97	618.34	687.34	791.01

(注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

		第28期 (2022年2月期)	第29期 (2023年2月期)	第30期 (2024年2月期)	第31期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高	(百万円)	306,733	366,069	413,206	486,843
経常利益	(百万円)	11,573	15,998	16,404	19,374
当期純利益	(百万円)	6,553	20,020	11,864	13,945
1株当たり当期純利益	(円)	65.27	199.39	118.17	138.89
総資産	(百万円)	156,964	173,787	181,492	214,062
純資産	(百万円)	46,816	59,836	67,476	77,495
1株当たり純資産	(円)	466.26	594.48	671.93	771.67

(注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
Gulliver USA, Inc.	12,000千米ドル	100	米国国内における中古車の売買
Gulliver East, Inc.	1,000千米ドル	100	米国国内における中古車の売買
東京マイカー販売株式会社	20,000千円	100	中古車の売買
株式会社IDOM CaaS Technology	95,000千円	71.89	自動車のリース及びレンタル業並びにその仲介業
株式会社IDOMビジネスサポート	10,000千円	100	事務処理等の業務の受託
株式会社IDOM Digital Drive (注)	30,000千円	100	ソフトウェア等の開発

(注) 当社は、2024年5月1日付で、100%出資子会社、株式会社IDOM Digital Driveを設立しております。

(4) 対処すべき課題

① 成長戦略

1. 大型店の新規出店

店舗展開については、近年は資本効率を重視し店舗網の再構築を進めてきました。今後は、「ガリバー」のブランド力による集客力や蓄積されたノウハウを武器に、大型店の新規出店を進めていきます。大型店の出店ペースは、資本効率を見極めながら段階的に加速していく方針です。

2. 整備工場の展開

当社では、顧客との取引循環サイクルを拡大させ、リピート顧客化し生涯顧客として囲い込みをしていくことを狙い、整備工場の展開を進めていきます。

日本における自動車整備の市場規模は約5.4兆円（※）と推計され、中古車の市場規模と並び大変大きな規模があります。また、当社としては、内製化によるコスト効率を高めることが可能などのメリットがあります。ビジネスチャンスは大きく、成功確率の高い事業であると考え、拠点の拡大を進めていきます。

3. 既存事業展開における改善の取り組み

当社では、従前より、出店エリアの戦略的判断、インターネットによる集客の効率化、在庫管理の徹底などを経営課題と捉え、近年はその改善に取り組んできました。これらに関連する課題に対しては、引き続き、改善策を講じてまいります。

4. 新たな事業の展開

将来的には日本に留まらず海外での事業拡大を見据え、その足がかりとして豪州や米国を中心にグローバル展開を行っております。

② 経営課題

1. 事業拡大への対応

当社では、事業拡大に対応するための人材教育の強化や、多様化する消費者ニーズに応えるサービス開発力の強化やマーケティング活動の進化を図っていく必要があると考えています。これらの取り組みを有効かつ効率的に実現させるために、人材教育体制の整備、専門性のある人材の採用、新しいIT技術を取り入れたIT投資も積極的に行っていきます。

2. 自動車業界の変化への対応

地球温暖化への対策において、自動車のEV（電気自動車）化といった自動車業界における規制や商品の変化が進んでいます。EVなどの新技術が市場に浸透するためにも、中古車の循環は重要だと認識しています。これらの変化を踏まえ、事業のリスクと機会を捉えた経営判断を行っていく必要があると考えています。

3. 社会貢献の取り組みについて

2011年の東北大震災から継続して社会に向けての活動を行っております。2022年には子供置き去り事故の発生から幼稚園バス安全装置100台の無償提供を行い、日本自動車会議所よりグッドパートナーシップ事業を受賞いたしました。

当社ではステークホルダーの皆様への貢献を重要な取り組みと位置付けており、これを継続してまいります。

4. コーポレートガバナンスの強化

上記の事業拡大や環境変化に対応するために、実効性の高い経営体制・業務執行体制や経営意思決定プロセスを構築するなど、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

※出所：矢野経済研究所「2023年 自動車アフターマーケット総覧」

(5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループの主要な事業セグメントは中古車販売事業及びこれらの付帯事業であり、直営店舗方式による店舗運営とフランチャイズ方式による店舗展開を行っております。

なお、中古車販売事業におきましては、新車販売も行っております。

(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

① 当社の主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー26階
幕張オフィス	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ワールドビジネスガーデン
品川オフィス	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス23階

② 子会社

会社名	所在地
Gulliver USA, Inc.	米国 カリフォルニア州
Gulliver East, Inc.	米国 ニューヨーク州
東京マイカー販売株式会社	福島県郡山市
株式会社IDOM CaaS Technology	東京都渋谷区
株式会社IDOMビジネスサポート	千葉県千葉市美浜区
株式会社IDOM Digital Drive	東京都千代田区

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,023 (1,728) 名	515 (△99) 名

(注)従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,812 (1,597) 名	462 (△137) 名	34.0 歳	5.8 年

(注)従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン①	12,000百万円
シンジケートローン②	6,550百万円
シンジケートローン③	2,150百万円
株式会社三井住友銀行	16,000百万円
株式会社みずほ銀行	14,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,000百万円

(注)1. シンジケートローン①は、株式会社みずほ銀行を主幹事とするその他19社からの協調融資によるものです。

2. シンジケートローン②は、株式会社みずほ銀行を主幹事とするその他8社からの協調融資によるものです。

3. シンジケートローン③は、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするその他22社からの協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 106,888,000株 |
| ③ 株主数 | 11,242名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社フォワード	28,000	27.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,441	9.40
羽鳥裕介	5,873	5.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,060	4.04
株式会社フォワードY	3,000	2.99
株式会社フォワードT	3,000	2.99
大田宣明	2,138	2.13
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	2,000	1.99
羽鳥貴夫	1,873	1.87
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1,846	1.84

- (注) 1. 当社は、自己株式を6,480千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	羽鳥 裕介	Gulliver USA, Inc. Management Consultant
代表取締役社長	羽鳥 貴夫	株式会社フォワード 代表取締役
取締役	西端 亮	CFO
取締役	杉江 潤	一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事
取締役	野田 公一	弁護士法人平松剛法律事務所 人事総務責任者
常勤監査役	須釜 武伸	
監査役	木村 忠昭	株式会社アドライト 代表取締役 キムラユニティー株式会社 非常勤取締役
監査役	二宮 かおる	

- (注) 1. 取締役杉江潤氏及び取締役野田公一氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役木村忠昭氏及び監査役二宮かおる氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役木村忠昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月23日開催の取締役会及び2022年7月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該方針に従い当事業年度に係る会社業績等を踏まえ、指名・報酬委員会における審議を経て決定されていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、月額基本報酬及び半期ごとに支給される賞与により構成し、その額は、役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえて決定いたします。社外取締役の報酬は、独立した立場から経営を監督する役割を担うことから、月額基本報酬のみにより構成するものとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役に対する報酬の具体的な額の決定については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長羽鳥裕介に対してその決定を委任しております。代表取締役社長羽鳥裕介は、各取締役の役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえ、当社第13回定時株主総会において決議された取締役の報酬の上限額である年額550百万円の範囲内で、各取締役の報酬案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、各取締役の報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

ロ. 監査役の報酬等の概要

監査役の報酬は、固定額の金銭報酬のみとし、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬額については、2007年5月23日開催の第13回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額50百万円以内と、それぞれの報酬の限度額が決定されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であり、監査役の員数は、3名であります。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	140	140	－	－	5
（うち社外取締役）	(15)	(15)	(－)	(－)	(2)
監査役	21	21	－	－	3
（うち社外監査役）	(12)	(12)	(－)	(－)	(2)
合 計	161	161	－	－	8
（うち社外役員）	(27)	(27)	(－)	(－)	(4)

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉江潤氏は、一般社団法人投資信託協会副会長専務理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

取締役野田公一氏は、弁護士法人平松剛法律事務所人事総務責任者を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

監査役木村忠昭氏は、株式会社アドライト代表取締役、キムラユニティー株式会社非常勤取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

監査役二宮かおる氏は、兼職しておりません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	杉江 潤	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識に基づき、当社の経営全般についてご発言いただいております。税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識に加え、長年にわたる職歴に基づく幅広い経験と見識を活かし、業務執行について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	野田 公一	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、上場企業の執行役員等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般についてご発言いただいております。上場企業の執行役員等の職歴に基づく企業経営に関する豊富な経験と知識を活かし、業務執行について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

地位	氏名	出席状況、発言状況
社外監査役	木村 忠昭	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席し、企業経営に関しての豊富な知見から、当社グループの事業全般について発言を行っております。
社外監査役	二宮 かおる	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席し、社会貢献及びサステナビリティ経営に関しての豊富な知見から、当社グループの事業全般について発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 あかり監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 1. 会社法監査及び金融商品取引法監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、その合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、株式会社IDOM CaaS Technologyについては、当社の会計監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び監査報酬の見積根拠等を検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して社債発行に伴う書簡等の作成業務に係る報酬を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あかり監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年 2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	164,358	134,281
現金及び預金	15,416	30,548
受取手形及び売掛金	26,989	12,631
商品	114,588	85,994
その他の営業資産	1,891	—
その他	6,619	5,606
貸倒引当金	△1,147	△498
固定資産	55,682	49,749
有形固定資産	39,149	33,829
建物及び構築物	33,243	28,764
車両運搬具	1,769	2,027
工具、器具及び備品	2,578	2,000
土地	136	136
建設仮勘定	791	683
その他	630	217
無形固定資産	1,267	1,330
ソフトウェア	1,194	1,249
のれん	70	78
その他	2	2
投資その他の資産	15,265	14,589
投資有価証券	—	0
関係会社株式	29	29
長期貸付金	1,789	1,574
敷金及び保証金	6,362	5,514
建設協力金	3,636	3,537
繰延税金資産	2,986	3,471
その他	463	464
貸倒引当金	△2	△2
資産合計	220,041	184,031

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	70,389	63,327
買掛金	6,379	5,783
短期借入金	9,577	—
1年内返済予定の長期借入金	6,550	16,300
未払金	4,552	4,151
未払法人税等	3,337	2,556
契約負債	34,786	26,809
預り金	254	247
賞与引当金	1,064	1,046
その他の引当金	—	48
その他	3,886	6,384
固定負債	68,818	50,773
社債	3,000	—
長期借入金	60,150	46,700
長期預り保証金	766	679
資産除去債務	3,594	3,085
その他	1,307	308
負債合計	139,208	114,101
純資産の部		
株主資本	78,931	68,631
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	5,510	4,726
利益剰余金	73,608	64,093
自己株式	△4,344	△4,344
その他の包括利益累計額	491	381
為替換算調整勘定	491	381
新株予約権	14	10
非支配株主持分	1,394	906
純資産合計	80,832	69,930
負債・純資産合計	220,041	184,031

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	496,678	419,852
売上原価	408,002	346,519
売上総利益	88,675	73,333
販売費及び一般管理費	68,785	57,216
営業利益	19,890	16,117
営業外収益	203	264
受取利息	153	189
貸倒引当金戻入額	—	14
その他	49	59
営業外費用	978	554
支払利息	652	350
為替差損	88	131
支払手数料	169	—
盗難損失	15	52
その他	51	20
経常利益	19,115	15,826
特別利益	18	110
固定資産売却益	0	14
補助金収入	—	83
その他	18	13
特別損失	557	273
固定資産除却損	133	76
減損損失	383	109
店舗閉鎖損失	31	—
情報セキュリティ対策費	—	81
その他	9	4
税金等調整前当期純利益	18,576	15,664
法人税、住民税及び事業税	4,677	3,344
法人税等調整額	485	964
当期純利益	13,413	11,355
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△33	△87
親会社株主に帰属する当期純利益	13,447	11,442

計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	155,168	127,569
現金及び預金	13,863	28,990
売掛金	24,502	12,674
商品	109,898	81,721
貯蔵品	82	46
前払費用	2,141	1,646
その他の営業資産	1,891	－
その他	3,953	3,105
貸倒引当金	△1,165	△615
固定資産	58,894	53,922
有形固定資産	36,533	31,504
建物	27,088	23,238
構築物	5,976	5,431
車両運搬具	0	42
工具、器具及び備品	2,544	1,972
土地	136	136
建設仮勘定	788	683
無形固定資産	1,109	1,103
ソフトウェア	1,109	1,103
その他	0	0
投資その他の資産	21,250	21,314
投資有価証券	－	0
関係会社株式	721	690
長期貸付金	0	0
関係会社長期貸付金	7,205	7,742
破産更生債権等	2	2
長期前払費用	315	320
敷金及び保証金	6,231	5,470
建設協力金	3,636	3,537
繰延税金資産	2,998	3,415
その他	141	137
貸倒引当金	△2	△2
資産合計	214,062	181,492

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	68,917	63,407
買掛金	6,300	5,758
短期借入金	9,000	－
関係会社短期借入金	299	678
1年内返済予定の長期借入金	6,550	16,300
未払金	3,834	3,645
設備関係未払金	314	294
未払法人税等	3,310	2,543
未払消費税等	－	2,818
未払費用	2,283	1,881
契約負債	34,647	26,678
預り金	307	440
賞与引当金	1,040	1,009
その他引当金	－	48
その他	1,029	1,309
固定負債	67,649	50,608
社債	3,000	－
長期借入金	60,150	46,700
長期預り保証金	766	679
資産除去債務	3,549	3,045
その他	183	183
負債合計	136,566	114,015
純資産の部		
株主資本	77,480	67,466
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,032	4,032
その他資本剰余金	4,032	4,032
利益剰余金	73,635	63,621
利益準備金	1,039	763
その他利益剰余金	72,596	62,858
繰越利益剰余金	72,596	62,858
自己株式	△4,344	△4,344
新株予約権	14	9
純資産合計	77,495	67,476
負債・純資産合計	214,062	181,492

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	486,843	413,206
売上原価	401,991	342,143
売上総利益	84,852	71,062
販売費及び一般管理費	64,710	54,333
営業利益	20,142	16,729
営業外収益	192	262
受取利息及び受取配当金	167	206
貸倒引当金戻入額	—	26
その他	25	29
営業外費用	960	588
支払利息	649	380
為替差損	92	137
支払手数料	169	—
盗難損失	15	52
その他	33	17
経常利益	19,374	16,404
特別利益	131	103
固定資産売却益	—	14
補助金収入	—	83
事業譲渡益	118	—
その他	13	6
特別損失	484	268
固定資産除却損	131	74
減損損失	316	109
店舗閉鎖損失	31	—
情報セキュリティ対策費	—	81
その他	4	3
税引前当期純利益	19,021	16,239
法人税、住民税及び事業税	4,659	3,322
法人税等調整額	416	1,052
当期純利益	13,945	11,864

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月22日

株式会社 I DOM

取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

中 田 啓

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

吉 澤 誉 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I DOMの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I DOM及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月22日

株式会社 I DOM

取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	中 田 啓
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	吉 澤 誉 彦
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I DOMの2024年3月1日から2025年2月28日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月23日

株式会社 I DOM 監査役会

常勤監査役 須釜武伸 ㊟

社外監査役 木村忠昭 ㊟

社外監査役 二宮かおる ㊟

以 上

株主メモ

決算期	2 月末日	第 2 四半期末配当金株主確定日	8 月 31 日
定時株主総会	5 月中	1 単元の株式数	100 株
期末配当金株主確定日	2 月末日	証券コード	7599

未払配当金の支払い請求、支払明細等の発行に関する手続き等のお手続き・お問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社（株主名簿管理人）にご連絡下さい。

<お問い合わせ先>

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-288-324（フリーダイヤル）

<配当金お受取りに関するご留意事項>

配当金の口座振込をご指定いただいていない方は、払渡期間中に、「配当金領収証」により、ゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局でお受け取り下さい。払渡期間経過後は、みずほ信託銀行の本店及び全国各支店でお受け取りいただけますが、当社定款第48条の定めにより、支払開始の日から満3年を経過しますとお支払いできなくなりますのでご注意下さい。

配当金受取り方法のご指定、住所変更、単元未満株式の買取請求、相続に伴う手続き等のお手続き・お問い合わせ

(1) 証券会社でお取引をされている株主様 ⇒ お取引のある証券会社

(2) 特別口座に記録されている株主様 ⇒ 特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

<お問い合わせ先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-782-031（フリーダイヤル）

<お取扱店>

三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店

日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店

※ 未払配当金の支払い請求、支払明細等の発行に関するお手続きは当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）が承ります。

最近の取り組み

① 第一回株主懇談会を実施

当社は、2025年2月5日(水)に日頃よりご支援いただいております株主の皆様との貴重な交流の場として、第一回株主懇談会を実施いたしました。

多くの株主様にご応募いただき、会場の関係もあり抽選とさせていただきました。

当選された皆様には当社の品川オフィスにおいて、執務風景や工場カメラを見て頂くなどオフィス一周ツアーに参加してもらいました。そのあとで、当社の歴史や中古車事業に対する思い、今後の展望などをお話しました。また、株主の皆様からも貴重なご意見やご質問などをいただきました。

今後も株主様と交流の機会を設けられるよう検討してまいります。

当日お話をいただきました内容につきましては、別途当社のIRサイトにて掲載しております。



「オフィスツアー 工場カメラ紹介」



「講演風景」

②上期オープンした大型店と整備工場

2025年2月期は、5月にオープンした「ガリバー大分店」をはじめ、地域最大級の「ガリバー高前バイパス店」「ガリバー福井店」など、新たに16店舗をオープンしました。

2025年2月28日現在、大型店は69店舗となりました。整備工場は新たに、10拠点がオープンし39拠点となり、そのうち20拠点が指定工場となります。（2025年2月28日現在）

当社の整備工場は、指定工場（指定自動車整備事業）の取得を前提に建設しており、完成検査場を備えております。指定工場とは、国による認可基準を満たしており、地方運輸局長から指定自動車整備事業の指定を受けた工場です。そのため、よりお客様の安心につながると考えております。また、検査ラインを保有しているため工場内にて車検を実施することができ、輸送時間の短縮などにより高品質のサービスをより利便性高くご提供することが可能になります。

今後も、2024年4月に上方修正をした中期経営計画に基づき、資本効率が高く成長の見込みが十分である大型店に経営資源を集中させ、2027年2月期末までに大型店100店舗に向けて出店を加速してまいります。



ガリバー福井店
福井県福井市上野本町4-1401



株主総会会場ご案内図

会場 ヒルトン東京ベイ 地下1階 ambio (アンビオ)
千葉県浦安市舞浜1番地8

電話 047-355-5000

交通 JR京葉線（武蔵野線）：舞浜駅下車（東京駅より快速にて約15分）
舞浜駅よりディズニーリゾートラインにて2駅目のベイサイドステーション駅で下車徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。